

介護福祉士実務者研修受講資金

－ 貸付・返還の手引き －

令和7年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
山形県福祉人材センター
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号
電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロード
できます。 山形県福祉人材センター <https://www.yngt-shakyo-j2.info/>

目 次

1. 介護福祉士実務者研修受講資金について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	5
3. 実務者研修施設に在学中の手続き	6
4. 実務者研修施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	7
5. 実務者研修施設を卒業後の手続き（返還の場合）	9
6. 手続きに必要な提出書類一覧	10
7. 様式集	14

1. 介護福祉士実務者研修受講資金について

【概要】

- 1 この資金は山形県における介護福祉士の確保を図るため、介護福祉士実務者研修施設（以下、実務者研修施設という。）に在学し、卒業（修了）後、介護福祉士の資格を取得し、山形県内（※1）において介護等の業務に従事しようとする方に無利子で貸し付ける資金です。
- 2 実務者研修施設を卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得し資格登録を行って山形県内（※1）において介護福祉士の受験範囲に定める介護等の業務（※2）に従事し、かつ、引き続き2年間従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※1）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含まれます（以下、同じ）。

（※2）返還免除対象となる介護等の業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務となります。

国家資格を取得せず介護等の業務に従事しても、返還免除の要件である業務従事期間に算定することはできません。

（1）貸付制度の根拠

- ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱
- ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営要領
- ・山形県介護職参入促進事業事務取扱要領

（2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

（3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- ② 実務者研修施設を卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得し、山形県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方
- ③ 他の都道府県の本資金を借り受けていない方
 - ※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。
 - ※ 職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。

(4) 貸付内容

貸付金額は20万円以内です。

受講料・実習費・教材費、国家試験受験手数料、その他必要経費等として貸し付けします。

(5) 貸付利子

貸付利子は無利子ですが、返還期間を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(6) 連帯保証人

以下のすべての条件を満たす連帯保証人が1名必要です。

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村民税の課税対象である方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人としていただきます。
連帯保証人は、貸し付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、全ての返還義務を負担していただきます。

(7) 申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 業務従事施設からの推薦状（第2号様式）
※ 現在、介護福祉士国家試験受験資格の実務経験対象となる施設等で業務従事していない方は提出不要。
- ③ 実務者研修施設の受講証明書（第3号様式）及び受講料の記載のある書類の写し
- ④ 住民票謄本（発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの）
- ⑤ 申請者、申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類
ア) 給与所得のみの場合
→ 源泉徴収票
イ) 営業所得、農業所得などの給与所得以外の所得がある場合 → 確定申告書の写し
ウ) 年金収入がある場合 → 公的年金等の源泉徴収票の写しまたは年金振込通知書
- ⑥ 保証人が市町村民税を課税されていることがわかる書類（市町村が発行する市町村民税課税証明書等）
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 返信用封筒（角2号、240mm×332mm）・通信用切手（180円分の切手）
※返信封筒に返送先の住所・氏名を明記してください。
- ⑨ 収入印紙（200円）。貸付申請書に貼付し消印してください。

(8) 貸付の決定

募集期間の締め切り後、提出された書類を審査し貸付の可否を決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

(9) 貸付金の交付

貸付金の交付は一括交付とし、指定の口座に振り込みます。

(10) 貸付の打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、資金の貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(11) 資金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① (10) に該当した場合
- ② 実務者研修施設を卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士として登録せず、または県内において介護等の業務に従事しなかったとき
- ③ 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 介護等の業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還は、貸付の必要がなくなったときの翌月から開始していただきます。

返還期間は12か月以内とし、一括または月賦により指定された金融機関口座へ送金いただきます。

実務者研修を修了し、山形県内で介護福祉士等の業務に従事した事実がある場合や、疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ、月賦による返還が可能です。

(12) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、貸付を中止された後も引き続き当該実務者研修施設に在学しているとき
- ② 借受人が、当該実務者研修施設を卒業（修了）後、介護福祉士国家試験受験のための実務経験3年を満了し資格取得するまでの期間、県内において介護等の業務に従事しているとき
- ③ 借受人が、介護福祉士の資格を取得し登録を行った後、県内において介護等の業務に従事しているとき
- ⑤ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき

借受人には、貸付金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「実務者研修受講資金返還猶予申請書（第14号様式）」を提出していただきます。

(13) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ① 借受人が、実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護等の業務に就き、引き続き2年間その業務に従事した場合【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
- ③ 借受人が、貸付けを受けた期間以上、県内で介護等の業務に従事したとき【一部免除】
- ④ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により貸付金の返還が困難であると認められるとき【全額又は一部免除】

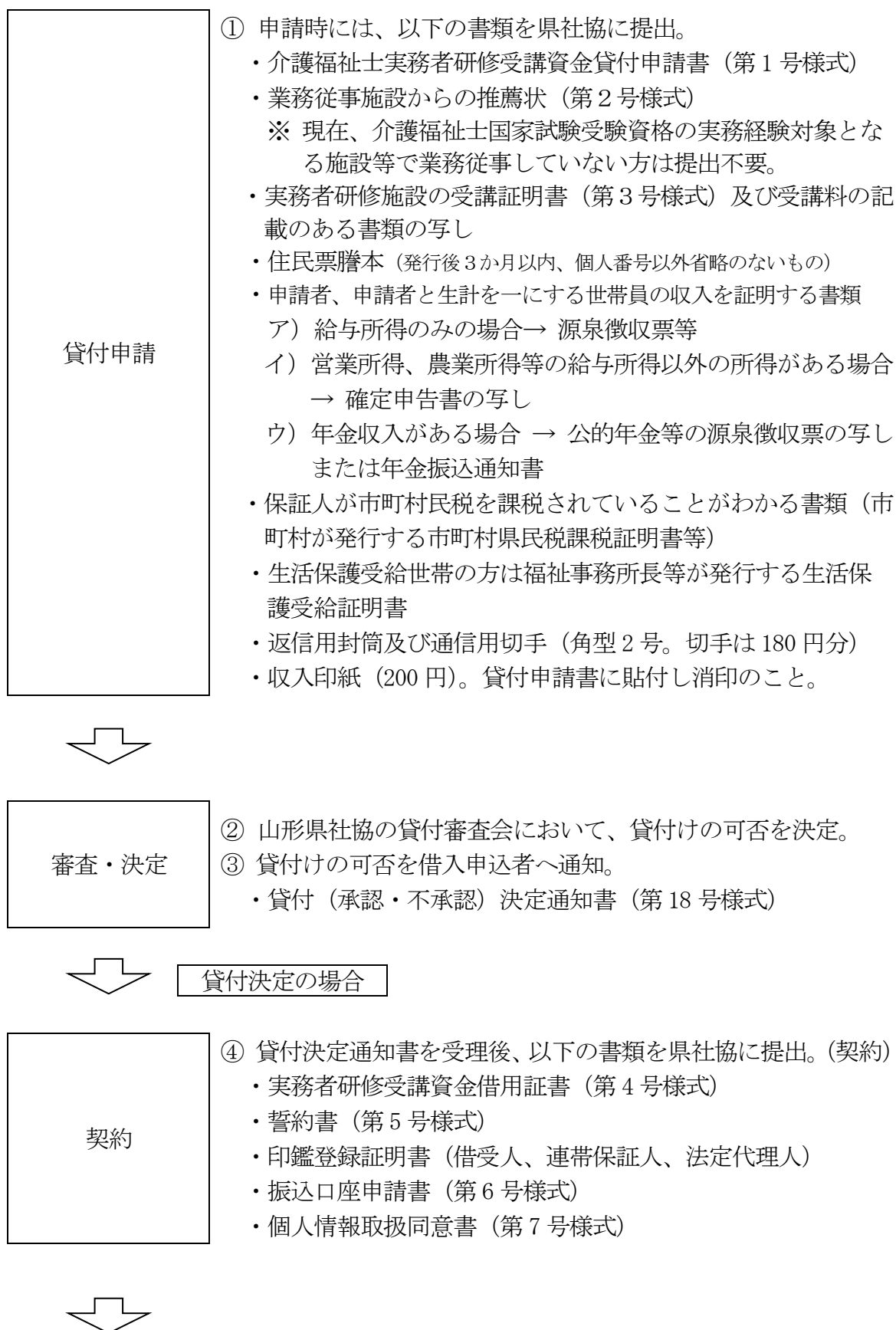
借受人には、貸付金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「実務者研修受講資金返還免除申請書（第15号様式）」を提出していただきます。

(14) 届出義務について

借受人（親族及び連帯保証人）は、次に掲げる事情が生じた場合、県社協が定める必要な書類を県社協会長に提出する必要があります。

- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- ② 借受人が休学、復学、退学したとき
- ③ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- ④ 資金の借受けを辞退するとき
- ⑤ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ⑥ 借受人が本県において介護等の業務に従事したとき
- ⑦ 借受人が業務従事先を変更したとき

2. 借入申請から資金交付までの流れ



資金の交付

⑤ 指定された口座に貸付金を送金。

3. 実務者研修施設に在学中の手続き

休学、停学、退学
または復学する
場合

① 実務者研修施設を休学・停学となったときは、「介護福祉士実務者研修受講資金 休学・復学・退学等届（第16号様式）」を実務者研修施設に提出してください。

② 復学したときは、「介護福祉士実務者研修受講資金 休学・復学・退学等届（第16号様式）」で復学の報告を実務者研修施設を経由して県社協に提出してください。

貸付けを辞退する
場合

③ 退学等の理由による場合を含め、貸付を辞退するときは、速やかに「介護福祉士実務者研修受講資金 休学・復学・退学等届（第16号様式）」及び「返還計画（第17号様式）」を県社協に提出してください。県社協から「介護福祉士実務者研修受講資金返還通知書」を送付します。

④ 貸付金は、返還通知書に基づき期間内に返還していただきます。

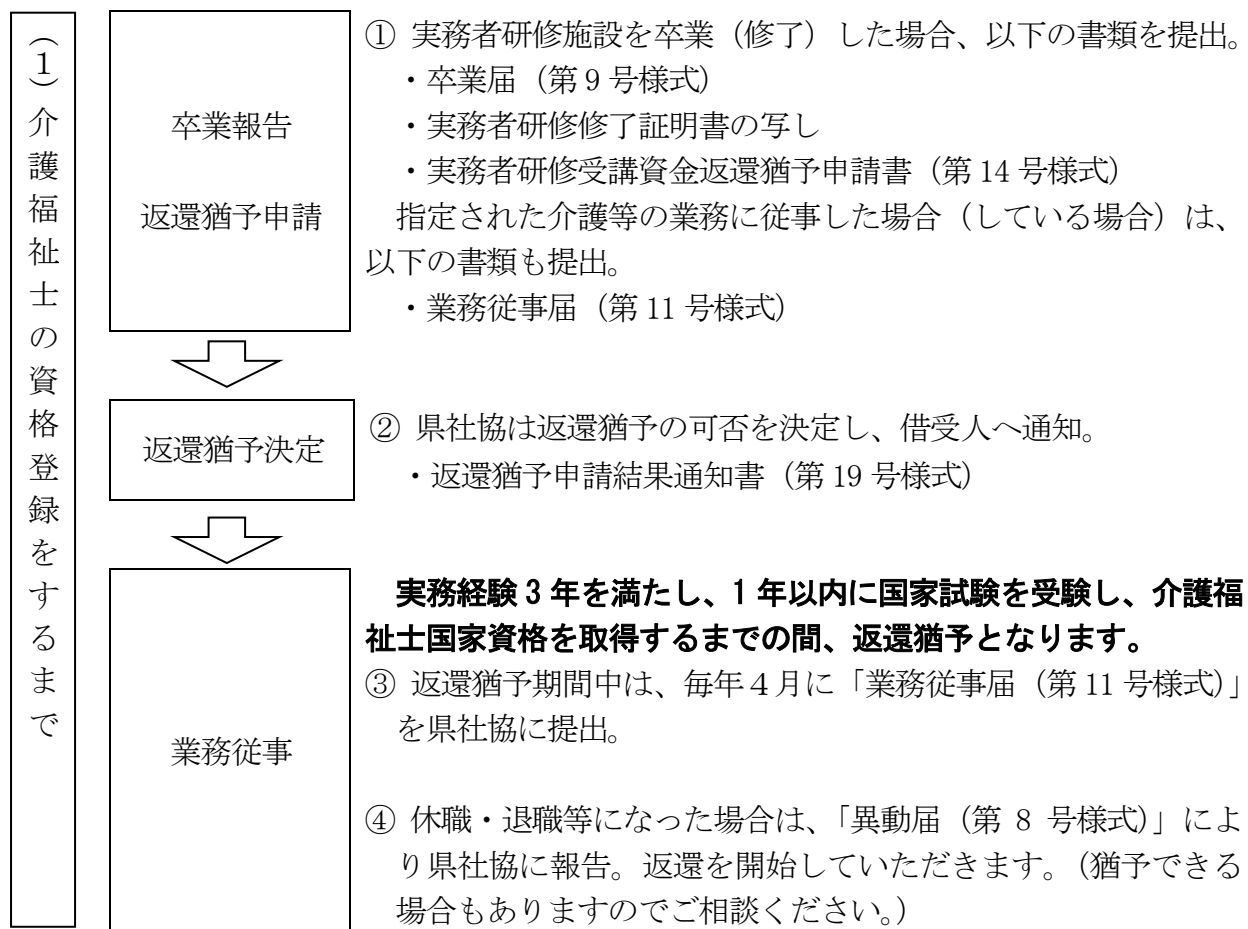
※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただきます。

4. 実務者研修施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人は、実務者研修施設を卒業（修了）した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に国家試験を受験して、介護福祉士の登録を行う必要があります。

- (1) 実務者研修施設を卒業（修了）し、かつ介護福祉士国家試験の受験要件となる介護等の実務経験3年間に達し介護福祉士の資格を取得するまでの期間、当該期間中の返還を猶予することができます（※）。
- (2) 実務者研修施設を卒業（修了）した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に、介護福祉士の資格を取得し資格登録を行って、県内の社会福祉施設などで介護等の業務に従事した場合、返還を猶予することができ、さらには2年間引き続きその業務に従事した場合、返還が免除されます。

※ 国家資格を取得せず介護等の業務に従事しても、返還免除の要件である業務従事期間に算定することはできません。



(2) 介護福祉士の資格取得・登録後

介護福祉士
資格取得・登録
返還猶予申請

- ① 介護福祉士国家資格を取得した場合、以下の書類を提出。
- ・資格取得届（第10号様式）
 - ・実務者研修受講資金返還猶予申請書（第14号様式）

指定された介護等の業務に従事した場合（している場合）は、以下の書類も提出。

- ・業務従事届（第11号様式）

返還猶予決定

- ② 県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人へ通知。
- ・返還猶予申請結果通知書（第19号様式）

業務従事

資格取得後、県内において介護等の業務に従事している期間は、返還猶予となります。

- ③ 返還猶予期間中は、毎年4月に「業務従事届（第11号様式）」を県社協に提出。
- ④ 休職・退職等になった場合は、「異動届（第8号様式）」により県社協に報告。退職時は「業務従事期間証明書（第12号様式）」を併せて提出。返還を開始していただきます。（猶予できる場合もありますのでご相談ください。）

返還免除申請

資格取得後、2年間引き続き県内（※）において介護等の業務に従事した場合、返還免除となります。

（※）勤務先の所在地が県外であっても認められる場合があります<注1>。

- ⑤ 返還免除申請に係る以下の書類を県社協に提出
- ・返還免除申請書（第15号様式）
 - ・業務従事期間証明書（第12号様式）

返還免除決定

- ⑥ 県社協は返還免除の可否を決定し、借受人へ通知。免除となった場合「借用証書」を返還します。

<注1> 勤務先の所在地が県外であっても認められる場合
国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国区。

<国家試験に合格できなかった場合について>
申請により次年度の国家試験を受験する意思があると認められる場合、翌年度の国家試験受験まで返済の猶予手続が可能です。詳しくはお問合せ下さい。

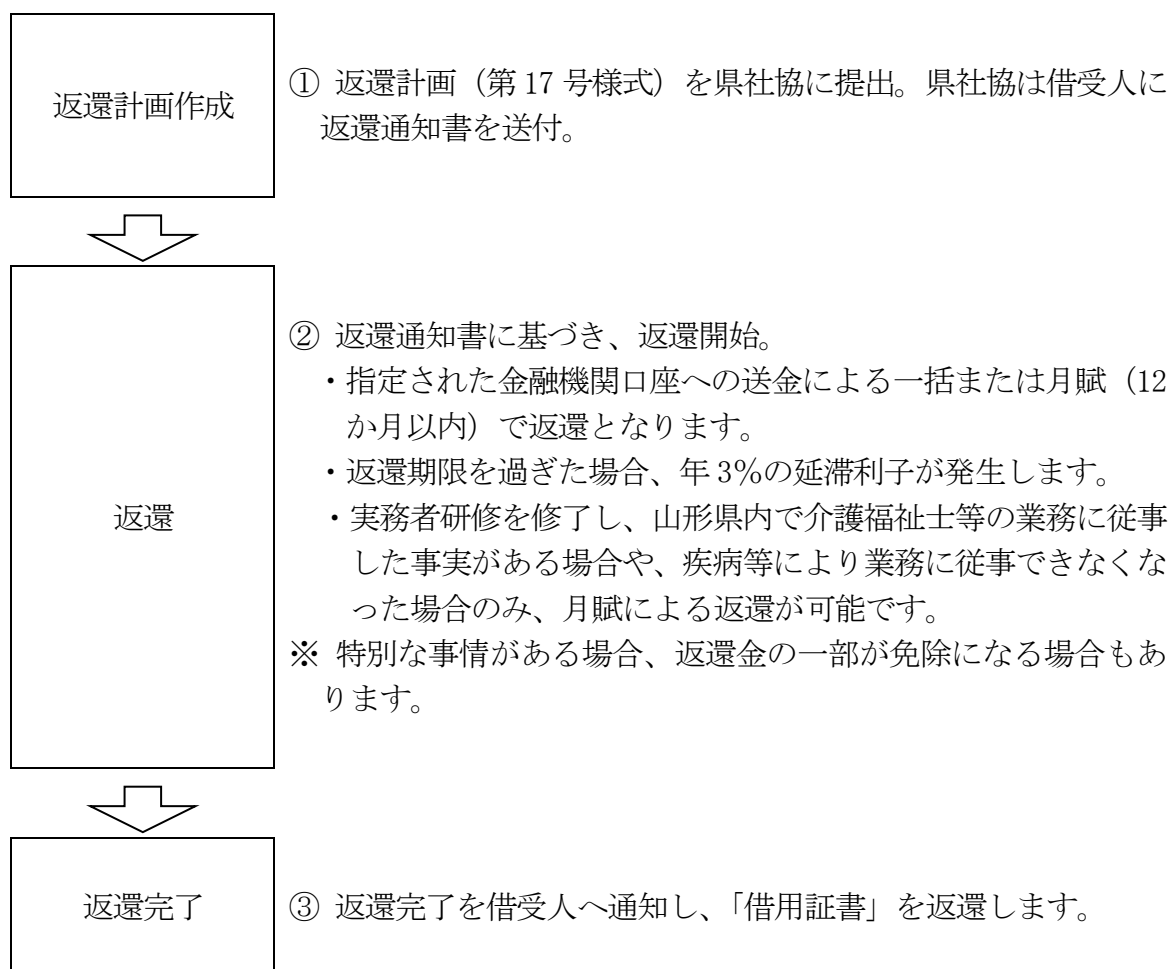
5. 実務者研修施設を卒業後の手続き（返還の場合）

以下の場合、返還となります。

- (1) 貸付契約が解除された場合。
- (2) 当該実務者研修施設を卒業（修了）した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に、県内において介護等の業務に従事しなかった場合。
- (3) 山形県内において介護等の業務に従事する意思がなくなった場合。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった場合。

<国家試験に合格できなかった場合について>

申請により次年度の国家試験を受験する意思があると認められる場合、翌年度の国家試験受験まで返済の猶予手続が可能です。詳しくはお問合せ下さい。



6. 手続きに必要な提出書類一覧

【実務者研修施設に在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。 貸付審査後、県社協は貸付けの可否を申請者に通知します。
	業務従事施設の推薦状 (業務従事者)	様式 2	
	実務者研修施設の受講 証明書	様式 3	
	住民票謄本		
貸付が決定したとき	借用証書	様式 4	
	誓約書	様式 5	
	印鑑証明書(借受人、連 帯保証人、法定代理人)		
	振込口座申請書	様式 6	
	個人情報取扱同意書	様式 7	

(2) 貸付けの決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
養成施設等に修学して いる者及び連帯保証人 の住所、氏名等の変更	異動届	様式 8	
休学・停学したとき	休学・復学・退学等届	様式 16	貸付を停止します。
復学したとき			貸付を再開します。
退学したとき	休学・復学・退学等届	様式 16	返還開始通知を送付し ますので、返還計画に基 づく返還を開始してい ただきます。
貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	返還計画	様式 17	
死亡したとき	異動届	様式 8	死亡診断書等、事実を確 認できる書類添付。
	返還計画	様式 17	

【実務者研修施設を卒業（修了）後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（修了）したとき	卒業届	様式 9	実務者研修修了証明書の写しを添付。
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 8	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
介護福祉士国家試験受験予定で、介護等の業務に従事しているとき	業務従事届	様式 11	返還猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 14	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付。
介護福祉士国家試験介護福祉士の資格取得ができなかったとき	返還猶予申請書	様式 14	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば猶予される場合があります
	国家試験受験意思確認書	様式 21	

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 11	
	業務従事期間証明書	様式 12	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 17	

【介護福祉士国家資格を取得後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
介護福祉士の資格取得	資格取得届	様式 10	登録証の写しを添付。

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
指定社会福祉施設等で介護等の業務に従事したとき（しているとき）	業務従事届	様式 11	返還猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 14	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付。

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 11	
	業務従事期間証明書	様式 12	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき（一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 15	1年以上、指定社会福祉施設等で介護等の業務に従事した場合、返還義務の一部が免除になる場合があります。
	異動届	様式 8	
	業務従事期間証明書	様式 12	
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 15	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 12	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 17	

別表 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※ 詳細については、昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1及び別添2を参照のこと。

1. 山形県の区域内において、以下の施設および職種で業務に従事

(1) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種

(例：児童養護施設や障害児施設等の児童指導員、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等の生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等)

(2) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種

(例：特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設等の介護職員 等)

(3) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長

2. 全国の区域で以下の施設において業務に従事

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

(2) 国立児童自立支援施設

(3) 国立知的障害児施設 等

※ 国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

様式集

第1号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	貸付申請書
第2号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	推薦状
第3号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	受講証明書
第4号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	借用証書
第5号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	誓約書
第6号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	振込口座（申込・変更）申請書
第7号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士実務者研修受講資金貸付に伴う個人情報の取扱（同意書）	
第8号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	異動届
第9号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	卒業届
第10号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	資格取得届
第11号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	業務従事届
第12号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	業務従事期間証明書
第14号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	返還猶予申請書
第15号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	返還免除申請書
第16号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	休学・復学・退学等届
第17号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	返還計画
第18号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	貸付（承認・不承認）決定通知書
第19号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	返還猶予申請結果通知書
第20号様式	介護福祉士実務者研修受講資金	返還免除申請結果通知書
第21号様式	国家試験受験意思確認書	

※第13号様式については欠番となります

連 絡 先

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
(担当：山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL：023-633-7739 / FAX：023-633-7730